

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2019年8月22日提出

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松下 浩一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 西脇 保宏
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3431

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ダイワ好配当日本株投信（季節点描）

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年7月12日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の関係法人に係る記載事項に訂正があるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

原有価証券届出書の記載事項を、＜訂正後＞の内容に訂正・更新します。

第三部 【委託会社等の情報】

第2 【その他の関係法人の概況】

原有価証券届出書の「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況」を次の内容に訂正・更新します。

<訂正後>

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（2019年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 (2019年3月 末日現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323	
カブドットコム証券株式会社	7,196	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000	
高木証券株式会社	11,069	
東海東京証券株式会社	6,000	
内藤証券株式会社	3,002	
野村證券株式会社	10,000	
浜銀TT証券株式会社	3,307	
フィデリティ証券株式会社	9,257	
北洋証券株式会社	3,000	
松阪証券株式会社	100	
三田証券株式会社	500	
楽天証券株式会社	7,495	
リーディング証券株式会社	1,868	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794	
株式会社青森銀行	19,562	銀行法に基づき
株式会社イオン銀行	51,250	
株式会社愛媛銀行	21,363	

株式会社香川銀行	12,014	銀行業を営んでいます。	
株式会社京葉銀行	49,759		
株式会社佐賀共栄銀行	2,679		
株式会社商工組合中央金庫	218,653	(注1)	
湘南信用金庫	24,982	(注2)	
全国信用協同組合連合会	67,275	(注3)	
株式会社大正銀行	2,689	銀行法に基づき 銀行業を営んでいます。	
株式会社大東銀行	14,743		
株式会社筑波銀行	48,868		
株式会社徳島銀行	11,036		
株式会社富山第一銀行	10,182		
株式会社長野銀行	13,017		
株式会社北洋銀行	121,101		
株式会社北國銀行	26,673		
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279		(注4)
株式会社横浜銀行	215,628		(注5)
労働金庫連合会	120,000	(注6)	

(注1) 主として中小企業向け融資業を営んでいます。

(注2) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注3) 協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

(注4) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(注5) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注6) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

委託会社は、リテラ・クリア証券株式会社の株式を615,736株所有しております。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円(2019年3月末日現在)

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。